



男女共同参画社会を 実現するために

市では、「第2次留萌市男女共同参画基本計画」(令和5～14年度)に基づき、誰もが活躍できるまちづくりを推進しています。

問 市・政策調整課 TEL 42-1809

「男女共同参画週間」がスタート

※毎年6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。

▼国では、「男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進に向けた、日本国内、国際社会へのメッセージ」をテーマとして、ユース世代を対象に募集し、令和5年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズを決定しました。

(募集期間：令和5年1月10日～2月24日)

令和5年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

『無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。』

◆女性の活躍を推進しています

北海道などで構成する「北の輝く女性応援会議」では、「女性の活躍応援自主宣言」「女性の活躍を応援するリンケージメッセージ」をそれぞれ募集しています。詳しくは、下記へお問い合わせいただくか、「北の女性★元気・活躍・応援サイト」ホームページをご覧ください。

問 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 TEL 011-206-6954

◆「北海道女性の活躍支援センター」をご活用ください

「北海道女性の活躍支援センター」では、女性のライフステージに応じたさまざまな相談に対応しています。詳しくは、右記へお問い合わせいただくか、「北の女性★元気・活躍・応援サイト」ホームページをご覧ください。

【開館日】月・火・木・金 10:00～16:00
水・土 …………… 10:00～13:00

【休館日】日曜日、祝日、年末年始

問 北海道女性の活躍支援センター

TEL 011-272-0008 E-MAIL plaza@l-north.jp

◎道民女性の活躍を推進する取り組みなどについては、「北の女性★元気・活躍・応援サイト」ホームページ (<http://www.l-north.jp/katsuyaku/>) をご覧ください。

北の女性

検索

"誰もが活躍できるまち るもい"へ

▼市では、平成25年から「留萌市男女共同参画基本計画」に基づき、男女がその人権を互いに尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを推進してきました。

この間、国においては女性活躍推進法の制定、男女雇用機会均等法の改正、育児・介護休業法の改正など法律の整備が進むとともに、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されています。

これらのことから、令和4年度をもって計画期間が終わりを迎えた「留萌市男女共同参画基本計画」の中で展開してきた施策を基盤に、新たな課題も踏まえつつ、「第2次留萌市男女共同参画基本計画」を新たに策定しました。

◆第2次留萌市男女共同参画基本計画（令和5～14年度）

「第2次留萌市男女共同参画基本計画」では、男女共同参画基本法に基づき、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現するための3つの基本目標を掲げています。

男女共同参画社会を実現するための3つの基本目標

男女共同参画の実現に向けた意識の変革

男女共同参画に関する理解を深め、機運を醸成するための広報啓発活動を推進するとともに、子どもの頃から、家庭や学校などを通じて人権の尊重と男女共同の意識を身につけることができるよう、学習機会の充実を図ります。

主な取組内容

- ・男女共同参画の啓発の推進
- ・男女共同の視点に立った教育の推進

男女が共に活躍できる環境づくり

女性が政策・方針決定の場に参画できることや、仕事と家庭を両立できること、地域活動に参画できることなど、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。

主な取組内容

- ・女性活躍の機運醸成と見える化の推進
- ・働く場における女性の活躍推進
- ・農林水産業・自営業における男女共同参画の促進
- ・地域社会における男女共同参画の促進

安心して暮らせる社会の実現

性犯罪などの暴力の根絶と被害防止に向けた取組を推進するとともに、すべての人が心身ともに健康でいきいきと生活できる環境づくりを推進します。

主な取組内容

- ・男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶
- ・みんなが安心して暮らせる環境の整備
- ・生涯にわたる健康づくりの推進

誰もが希望や夢を持って暮らせるまちづくりを推進するためには、「行政」「市民」「事業者」「地域団体」「関係機関」が連携するとともに、私たち一人一人が「職場」「家庭」「地域社会」のそれぞれで意識改革を進めることが大切です。

互いに尊重し合い、協力し合いながら、誰もが活躍できるまちを共につくりましょう。